

市川第 20110605-0005

平成 23 年 6 月 5 日

市川市史編さん委員会

委員長 吉村 武彦 様

市川市長 大久保 博



「市川市史編さん基本方針」の見直しについて（諮問）

市川市史編さん委員会条例第2条1号の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 「市川市史編さん基本方針」（平成 20 年 11 月 11 日策定）の見直しについて

この諮問にかかる答申は、平成 24 年 3 月までに提出願いたい。

諮詢事項の詳細

1. 問題点

「市川市史編さん基本方針」（平成 20 年 11 月 11 日策定）において再検討を有する事項とは、刊行計画・市史編さんの体系・組織の 3 点である。しかし、これらの事項は今後の編さん事業の進捗状況により、適宜見直しを図ることが想定されるものである。

基本方針とは、市史編さん事業の根幹となる考え方を示すものであるという性質を鑑みると、基本方針に定める事項は、市史編さんの主旨・目的・方向性といった事項に限定することが望ましく、適宜見直すことが想定される刊行計画その他編さんに必要と思われる事項については、基本方針とは別に、新たに事業の基本計画として定めるべきであると思われる。

2. 諒問内容

「市川市史編さん基本方針」については、参考資料②とする改正案の妥当性についてご意見を伺いたい。新たに定める事業計画については、下記事項を考慮した上で、参考資料③に基づく具体案を答申願いたい。

(1) 構成内容について

市史の全体像を明確にするため、想定する各巻の構成内容をご提示いただきたい。

(2) 編さん計画について

- ア. 平成 22 年度に見直しを検討した刊行計画（変更案）の妥当性
- イ. 各巻の構成内容に基づく調査実施計画案の提示

(3) 編さん体系について

- ア. 資料編、通史編、年表の必要性
- イ. 執筆、刊行をイメージした、より具体的な体裁案の提示
- ウ. 電子媒体による公開の具体例の提示

(4) 組織について

市川市史編さん委員会条例が施行したこと等を踏まえ、平成 20 年度以降、新たに整備された組織体制を定めたことについて、ご意見を伺いたい。

<参考資料>

- ① 市川市史編さん基本方針（平成 20 年 11 月 11 日施行）
- ② 市川市史編さん基本方針（改正案）
- ③ 市川市史編さん基本計画（案）